

第 207 回：退職金にかかる税金の計算方法について

退職金は、通常、その支払を受けるときに所得税及び復興特別所得税、住民税が徴収されます。

退職金にかかる所得税は、在任中の功労に対する慰労の意を込めて一時に支払われるものであることなどから、退職所得控除を設けたり、他の所得とは分離して課税されるなど、税負担が軽減されるよう特別な扱いを受けています。

退職金に税金がかかるかどうかは、「退職所得」が発生するかどうかのポイントになります。

◆退職所得

退職所得とは、退職金のうち課税される部分（課税退職所得）をいい、勤続年数に応じて変わる非課税部分（退職所得控除）を差し引いて計算されます。

この退職所得が発生すれば税金はかかり、発生しなければ税金はかかりません。

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \text{ (1,000円未満切り捨て)}$$

※役員としての勤続年数が5年以下の場合は、役員としての勤続年数に対する退職金は1/2にできず、退職金から退職所得控除額を差し引いた金額が退職所得となります。

◇退職所得控除額

退職所得控除額は、勤続年数に応じて以下のように計算します。

勤続年数が1年未満の端数は、たとえ1日でも1年に切り上げて計算します。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	80万円+70万円×(勤続年数-20万円)

◆所得税及び復興特別所得税の計算

所得税及び復興特別所得税の計算は、退職者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を①受けていない場合と②受けている場合とで異なります。

①「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けていない場合

所得税及び復興特別所得税額は、退職金額に20.42%の税率をかけて計算します。

②「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている場合

所得税及び復興特別所得税の計算は、課税退職所得金額に税率をあてはめて計算します。

a) 所得税の計算

所得税額は、以下の計算式で求めることができます。

$$\text{所得税額 (基準所得税額)} = \text{A 課税退職所得金額} \times \text{B 税率} - \text{C 控除額}$$

令和3年分所得税の税額表

A 課税所得金額	B 税率	C 控除額
1,000円から1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

b) 復興特別所得税の計算

復興特別所得税額は、算出された所得税額に2.1%の復興特別所得税を乗じて計算します。
この復興特別所得税は、2037年まで課税されます。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

計算した a) 所得税と b) 復興特別所得税を合計した金額が、所得税及び復興特別所得税額となります。

[計算例] 30年勤務した方が退職金を2,500万円受け取った場合 (参照: [国税庁 退職金と税](#))

◎所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の計算方法(令和3年分)

[計算例] 30年勤務した方が退職金を2,500万円受け取った場合

退職所得控除額は $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (30\text{年} - 20\text{年}) = 1,500\text{万円}$

課税退職所得金額は $(2,500\text{万円} - 1,500\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 500\text{万円}$
◎1,000円未満端数切捨て

所得税額は $500\text{万円} \times 20\% - 42\text{万}7,500\text{円} = 57\text{万}2,500\text{円}$

所得税及び復興特別所得税額は $57\text{万}2,500\text{円} + (57\text{万}2,500\text{円} \times 2.1\%) = 58\text{万}4,522\text{円}$
◎1円未満端数切捨て

注: このほかに住民税として、50万円が特別徴収されます。

退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額に1/2を掛けて課税退職所得金額を算出し、これに所得税の税率を掛けて、控除額を差し引いた残額が所得税額(基準所得税額)となります。この金額と、基準所得税額に2.1%を掛けて計算した復興特別所得税額を合計した金額が所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額となります。

◆住民税の計算

退職にかかる住民税は、所得税の場合と同様に課税退職所得金額を求め、退職した年の1月1日時点の住所地の市区町村で課税されます。

市町村民税(特別区民税)、道府県民税(都民税)は、それぞれ下記の計算式で求め、合計した金額が退職金にかかる住民税額となります。

$$\text{市町村民税(特別区民税)} = \text{課税退職所得金額} \times 6\% \text{ (100円未満切り捨て)}$$

$$\text{道府県民税(都民税)} = \text{課税退職所得金額} \times 4\% \text{ (100円未満切り捨て)}$$

ご不明な点・ご質問等ございましたら、当事務所までお気軽にご相談ください!